

KKR

年金だより

平成27年10月発行

No.114

国家公務員共済組合連合会

平成27年10月1日に
被用者年金一元化法が施行されました

主
な
記
事

<重要>

- 「平成28年分の扶養親族等申告書」について 2頁
- 扶養親族等申告書に関するよくある質問 3頁
- 被用者年金制度が一元化されました 4~6頁

<お知らせ>

- マイナンバー(個人番号)について 6頁
- 全国年金相談会のご案内(11月以降開催分) 7頁
- 読者のひろば・原稿募集・お問い合わせ先 8頁

本誌の名称が「KKR 年金だより」に変わりました



「奥入瀬溪流の秋」 青森県十和田市 吉方弘次さん(大阪府)

「平成28年分の扶養親族等申告書」について

遺族(共済)年金、障害(共済)年金は非課税ですのお送りしていません

■ 「扶養親族等申告書」は、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成28年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています

- ① 65歳未満の方(昭和27年1月2日以後に生まれた方) ————— 108万円
- ② 65歳以上の方(昭和27年1月1日以前に生まれた方)で
 - 退職共済年金を受給している方 ————— 80万円
 - 退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の年金を受給している方 — 158万円

◎ 上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

■ 「扶養親族等申告書」を提出した場合と、提出しない場合の源泉徴収税額が違います

◇ 「扶養親族等申告書」を提出した場合 → 基礎的控除などの所得控除があります

源泉徴収税額 = {定期支給期月の支給年金額 - 所得控除額(基礎的控除額(月額) + 人的控除額(月額)) × 2ヶ月} × {所得税率(5%) + 復興特別所得税(5% × 0.021)}

◇ 「扶養親族等申告書」を提出しない場合 → 基礎的控除などの所得控除はありません

源泉徴収税額 = (定期支給期月の支給年金額 - 定期支給期月の支給年金額 × 25%) × {所得税率(10%) + 復興特別所得税(10% × 0.021)}

計算例

退職共済年金の受給者本人(無職)が64歳、支給年金額30万円(2ヶ月分)で、妻(無職)が61歳の場合
本人の基礎的控除額(月額) 102,500円、妻の人的控除額(月額) 32,500円

(提出した場合)

源泉徴収税額 = {30万円 - (102,500円 + 32,500円) × 2ヶ月} × 5.105%
≒ 1,531円(2ヶ月分)

(提出しない場合)

源泉徴収税額 = (30万円 - 30万円 × 25%) × 10.210%
≒ 22,972円(2ヶ月分)



※ 詳しくは同封の「平成28年分公的年金等の受給者の扶養親族等申込書の手引き」をご覧ください。

■ 「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成27年11月15日です(厳守)

◎ 会社等に勤務されている方へ

勤務先に「平成28年分 給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方も、連合会に「扶養親族等申告書」を提出することができますが、確定申告の際に、重複して所得控除されたことなどで、所得税を追加納付しなければならない場合がありますのでご注意ください。

扶養親族等申告書に関するよくある質問

質問 1

私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を提出する必要はありますか。
また、「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合はどうなるのですか。

答え

年金以外の収入がない方や扶養親族がいない方であっても、扶養親族等申告書を提出することで、ご自身の控除(基礎的控除)等を受けることができます。

ご自身の控除等を受けるためには、ご提出いただく必要があります。

また、扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、基礎的控除等を受けることができないことから、扶養親族等申告書を提出された場合と比べ、多くの所得税が源泉徴収されます。



質問 2

昨年提出した「扶養親族等申告書」の申告内容に変更が生じましたが、申告書には変更した事項欄のみ記入すればよいでしょうか。
(平成27年分と平成28年分で申告内容に変更がある場合)

答え

平成28年分の申告書には、控除対象となる方のすべての事項(控除対象配偶者、扶養親族、障害等)を改めて記入してください。

変更が生じた事項欄のみ記入した場合は、他の控除対象者等について控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

質問 3

控除対象配偶者である妻が、来年(平成28年)から老齢厚生年金を受け
る予定です。
この場合、引き続き控除対象配偶者として申告することができますか。

答え

平成28年中に奥様が受ける老齢厚生年金の年金(見込)額(所得税を控除する前の額)が、65歳未満の場合は108万円未満、65歳以上の場合は158万円未満であれば、引き続き控除対象配偶者として申告することができます。



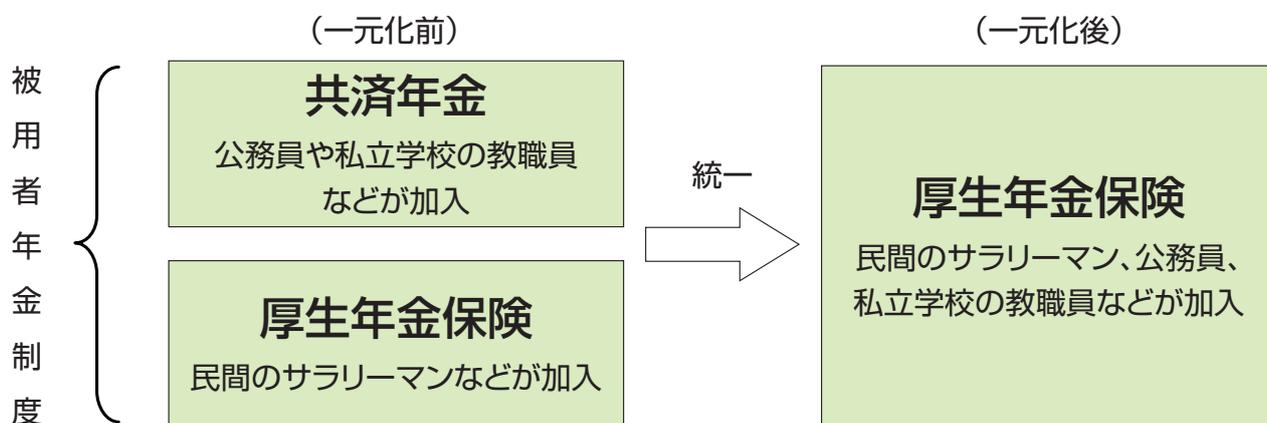
お願い

◎ 同封の「平成28年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をお読みいただき、扶養親族等申告書を提出する方は記入洩れがないようご注意ください。

◎ 年金から所得税を源泉徴収する際に所得控除(本人の基礎的控除等)を受けるためには、配偶者・扶養親族の有無にかかわらず、扶養親族等申告書をご提出いただく必要があります。

被用者年金制度が一元化されました

すでに共済年金だよりNo.112号、113号でお知らせしましたとおり、平成27年10月1日に「被用者年金一元化法」が施行され、共済年金制度は厚生年金保険制度に統一されました。



1. 年金はこれまでどおり連合会がお支払いします

現在皆様を受給されている年金は一元化に伴う切替えの手続などは必要なく、これまでどおり連合会がお支払いします。

2. 年金証書などは引き続き有効です

すでに交付しております年金証書や通知書などは引き続き有効ですので、大切に保管してください。

3. 一元化後に受給権が発生する年金の名称は、厚生年金になります

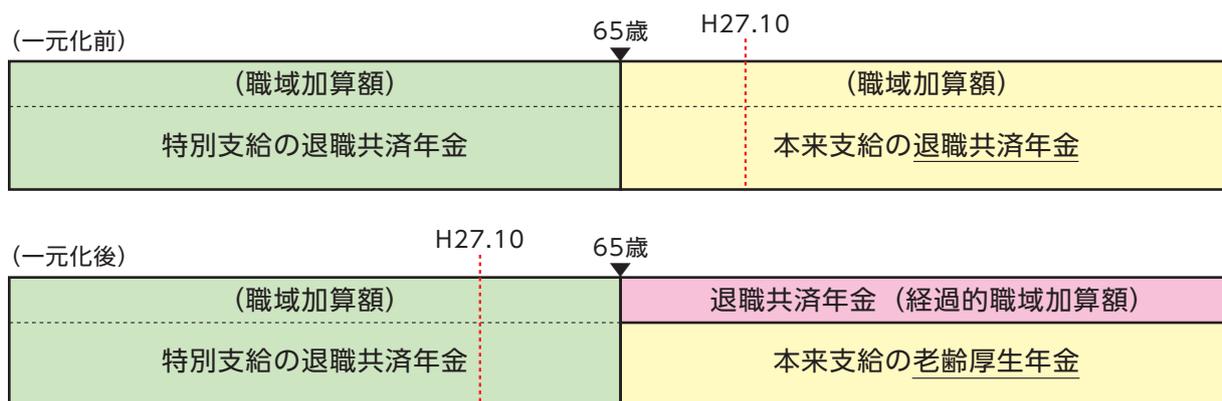
一元化により平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、原則として給付事由に応じて老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金となります。

☞ 現在65歳未満の退職共済年金を受給されている方は、65歳から「本来支給の老齢厚生年金」が支給されます

65歳未満の方に支給される「特別支給の退職共済年金」を受ける権利は、法律上65歳になると消滅することになっています。このため、65歳になると新たに「本来支給の退職共済年金」が決定されていましたが、平成27年10月1日以降に65歳に到達される方(昭和25年10月2日以降の生まれ)については、「本来支給の老齢厚生年金」が決定されることとなります。また、これまで退職共済年金額の一部として計算されていた職域加算額は、「本来支給の老齢厚生年金」とは別に、「退職共済年金(経過的職域加算額)」として決定されることとなります。(右図参照)

なお、65歳からの年金については、これまでどおり簡易な請求手続(65歳に到達する2か月前に連合会からハガキ様式の請求書をお送りします。)が必要となります。

(65歳からの受給イメージ)



4. 各種届出様式が変更されました

被用者年金制度の一元化に伴い、一身上の異動などが生じた場合にご提出いただく届出様式が一部を除いて変更されました。

下表(1)の主な届出様式については、平成27年10月から日本年金機構や共済組合など全ての実施機関で共通の様式となりましたので、届出が必要な方は、お手数ですが連合会年金部へご依頼ください。

※KKRホームページからも印刷することができます。

(1) 全ての実施機関で共通となる主な届出様式

届出が必要な事由	届出様式の名称	添付書類
氏名を変更したとき	氏名変更届	○年金証書 ○市区町村長の証明書または戸籍抄本
受取口座を変更するとき	受取機関変更届(※) (※)旧様式の「住所・払渡金融機関変更届」にて届出を行うことも可能です。	○通帳の写し(※) (※)金融機関の証明を受けた場合、添付書類は必要ありません。
死亡したとき	死亡届兼未支給【年金・保険給付】請求書	○年金証書 ○次のいずれかの書類(※) ・住民票除票 ・戸籍抄本 ・死亡診断書 (※)未支給年金がある場合、その他にも書類が必要となります。
行方不明になったとき	所在不明届	○年金証書
国会議員または地方議会の議員になったとき	国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届	○所属事務局の証明(※) (※)添付書類は必要ありません。
雇用保険法による失業給付を受けたとき	支給停止事由該当届	○雇用保険受給資格者証の写し
雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき		○高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写し

届出が必要な事由	届出様式の名称	添付書類
加給対象配偶者が年金を受給することとなったとき	加給年金額支給停止事由 該当届	○必要ありません
加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が死亡したとき等	加算額・加給年金額対象者 不該当届	○必要ありません
遺族給付を受けている方が婚姻等をしたとき	遺族年金失権届	○年金証書
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所への送付を希望するとき	住所変更届 (住民票と同じ住所にお住まいの方は、届出は必要ありません。)	○血縁者宅・・・身分関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ○老人ホーム等・・・入居証明書等

(2)これまでどおり手続きができる届出様式

届出が必要な事由	届出様式の名称	添付書類
受取口座を変更するとき	住所・払渡金融機関変更届(※) (※)新様式の「受取機関変更届」にて届出を行うことも可能です。	○通帳の写し(※) (※)金融機関の証明を受けた場合、添付書類は必要ありません。
国家公務員または地方公務員として再就職したとき	再就職届	○年金証書



●年金に関する各種届出が遅れますと年金が払い過ぎとなる場合があります、払い過ぎとなった年金は、さかのぼって返還していただくことになります。

お願い

マイナンバー(個人番号)について

政府広報などで周知されておりますとおり、本年10月からマイナンバー制度が始まり、市区町村から住民票の住所にマイナンバーの「通知カード」が送られることになっています。

マイナンバーは、今後、社会保障、税、災害対策の行政手続きで必要になりますので、お手元に届いた「通知カード」は大切に保管してください。



マイナンバー
社会保障・税番号制度が始まります。

■マイナンバー制度のお問い合わせは
☎0570-20-0178

平成27年10月以降順次、市区町村から住民票の住所にマイナンバー(個人番号)の通知カードが送られます。
※マイナンバーの通知については、住民票のある市区町村にお尋ねください。

全国年金相談会のご案内

連合会では、年金受給者の皆様や組合員の方を対象に、年金に関する様々なご相談に応じるため、東京に年金相談室を常設しているほか、毎年、全国各地で年金相談会を開催しております。

今年度の年金相談会につきましては、6月より全国38地区で開催しており、11月以降は下記の21会場で開催いたします。

「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

相談会場等の都合により定員になり次第、予約の受付を締め切らせていただきますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

なお、諸事情により開催日程等が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。

変更となった場合は、変更後の開催日程等をKKRホームページに掲載いたします。



開催日程(11月以降)

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
広島県広島市	11月4日(水)	KKRホテル広島	北海道札幌市②	12月11日(金)	KKRホテル札幌
香川県高松市		ルポール讃岐	宮城県仙台市②	12月18日(金)	仙台ガーデンパレス※
新潟県新潟市	11月6日(金)	新潟第一ホテル	静岡県静岡市	1月15日(金)	ホテルアソシア静岡
大阪府大阪市①	11月11日(水)	KKRホテル大阪	愛媛県松山市	1月20日(水)	KKR道後ゆづき
石川県金沢市	11月12日(木)	KKRホテル金沢	神奈川県横浜市	1月22日(金)	KKRポートビル横浜
富山県富山市	11月13日(金)	パレブラン高志会館	奈良県奈良市	1月28日(木)	春日野荘
熊本県熊本市	11月18日(水)	KKRホテル熊本	大阪府大阪市②	1月29日(金)	KKRホテル大阪
愛知県名古屋市②	11月19日(木)	KKRホテル名古屋	宮城県宮崎市	2月5日(金)	ひまわり荘
沖縄県那覇市	11月25日(水)	沖縄県青年会館	大分県大分市	2月10日(水)	グリーンリッチホテル大分駅前
島根県松江市	11月27日(金)	サンラポーむらくも	千葉県千葉市	2月19日(金)	ホテルプラザ菜の花
山口県山口市	12月4日(金)	KKR山口あさくら	群馬県高崎市	2月26日(金)	ホテルルートイン高崎駅西口

※12月18日の会場は「KKRホテル仙台」から「仙台ガーデンパレス」に変更となりました。

ご予約方法 ※全国年金相談会のご予約は、次のいずれかの方法により行ってください

●電話でのご予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

●KKRホームページからのご予約の休止

現在休止中のため、ご不便をおかけいたしますが、予約受付専用電話または文書でのご予約ください。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)
- (3) 生年月日
- (4) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (5) 年金証書記号番号
- (6) 相談内容

をご記入いただき、下記あてにお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室 予約受付係

◎年金相談のご予約をされた皆様には、開催日の2~3日前までに相談会のご案内を送付いたします。

読者のひろば

自遊人の「挑戦」

還暦になったら、この身を放ち、自由気ままに楽しいことだけを考えて生きてやろうと思っていた。

そして、その時がやって来た。

仕事をリタイアし、時間に縛られることなく謳歌すること1年余り。で、気づいたのだ。人間、目標なしで、生き活きとは生きれぬことに。努力なしで、生きがいを得られぬことに。

では、当面の目標は何にしよう。そうだ、東京オリンピックで、巷にあふれる外国人との一期一会を楽しみたいから、英語を学び直してみよう、と。

学生時代、英語は得意科目だった。なのに、会話はおろかヒヤリングもまともに出来ない。使えないのは、当時の英語教育法に問題あり、と転嫁してあきらめるには早すぎる。これから努力すればいいのだ。

こう決心し、まず、ラジオ講座の基礎英語から始めて、今2年目。メディアの放送時間に合わせて生活を変え、隙間時間も出来るだけ多くの英語に触れるよう意識して、英語優先の日々を心がけている。

五輪では、ボランティアに応募してみようか。豪華客船で世界一周もしてみたい。世界各国の人々と出会い、視野を広げることは、私にとって究極の楽しみだ。

この先、親の介護や自身の健康等、想定すべきこともあるけれど、その時々に応じた目標を掲げて努力することを忘れたくないと思う。そして、挑戦する気概を持ち続けることこそが、いつまでも若さを保つ秘訣だと、私は思っている。

東京都 種田 眞知子 さん (62歳)

趣味にめざめて

退職してから、お金のかからない趣味やボランティアに奮闘中。まず「水彩画のサークル」に入会。絵を通して解った事は、自然の美しさに気付いた。季節の花々、山の緑、海の青さ、何気なく見ていた物を観察する様になった。花びらの形や数、葉脈まで。物体の見えない向こう側、光と影。若い時は毎日毎日が必死だった。孫の顔も描くと楽しい。

次は、5人で合奏するグループを作った。80才のギター、60才のオカリナ、私を含め3人はハーモニカを吹く。時々、デイサービスの施設へボランティアで訪問している。選曲が楽しい。季節を考える。今の季節「みかんの花咲く丘」や「瀬戸の花嫁」「北国の春」など演奏している。もう一つマンドリンのグループにも入会。弾きながら歌えるので習いたかった。「太陽がいっぱい」「禁じられた遊び」など皆で一緒に音を合わせるの大切な事。

次は絵本にはまってしまった。昔話には人生において、くじけそうな時もはげましてくれる、とか、優しさ、勇気などを与えてくれる力があるという事がこの頃、やっと解りました。もっと早く絵本に出会い、子供にも聞かせてあげておけばよかったと後悔ばかり。ストーリーテリングという会に入っているの、本を見せるのではなく、文章を暗記し、子供さん一人一人の顔を見ながら話します。覚えるのは大変ですが、ボケ防止にもなるし、頑張っています。

という訳でカレンダーはほぼ毎日、つまっています。自分も楽しく、仲間と交流、そしてボランティアへ。いつかはボランティアを受ける方に回る運命なので、今の所、活動をさせてもらう側にあります。人前でする以上、なるべく上をめざしています。

福岡県 新井 容子 さん (66歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

本誌の名称が「KKR 年金だより」に変わりました

このたび、被用者年金制度の一元化により共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されたことを機に、本誌の名称を、これまでの「共済年金だより」から「KKR 年金だより」に変更させていただくこととしました。

今後も受給者の皆様に年金に関するお知らせや情報などをお伝えしてまいりますので、引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03 (3265) 8141 (代表)

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

◆電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKRホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)